

施設・設備整備事業の概要（市町関係）

①【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1 休日夜間急患センター施設整備事業	休日夜間急患センターとして必要な部門の新築、増改築	休日夜間急患センターとして必要な部門の新築、増改築	基準面積×基準単価 基準面積 人口10万人以上 150㎡(特別に必要な場合、300㎡を限度) 人口5万人以上10万人未満 100㎡(特別に必要な場合、200㎡を限度) 基準単価 鉄筋コンクリート：208,200円 ブロック：180,900円 木造：208,200円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者】
2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の施設整備	病院群輪番制病院等として必要な各部門の新築、増改築	150㎡(特別の理由がある場合、300㎡を限度)×295,100円 加算 CCU整備、SCU整備：1床当たり15㎡ (2床を限度)	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者】
3 小児初期救急センター施設整備事業	小児初期救急センターとして必要な部門の新築、増改築及び改修	小児初期救急センターとして必要な診療部門等を備えるものとする。	300㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：208,200円 ブロック：180,900円 木造：208,200円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者】

②【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1 へき地診療所施設整備事業	へき地診療所及びその医師住宅等の新築、増築、改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているへき地診療所に限る)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く)	へき地診療所として必要な診療部門(診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるもの	基準面積×基準単価 <u>基準面積</u> 診療部門 無床 160 m ² 有床 5床以下 240 m ² 6床以上 760 m ² 医師住宅 80 m ² 看護師住宅 80 m ² <u>基準単価</u> 一般地区 鉄筋コンクリート：198,300 円 ブロック：172,500 円 木造：198,300 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：212,200 円 ブロック：185,400 円 木造：212,200 円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
		へりポートの整備	へりポート 1 か所当たり 92,489 千円		
2 過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な部門の新築、増築、改築及び改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町に眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能を有する医療機関がなく、当該診療科の医療の確保が極めて困難であるため、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療施設を整備する事業であること ・当該医療施設は、当該診療科の診療に従事する医師又は歯科医師が確保されていること ・当該医療施設を設置する市町の平成8年度から平成10年度までの各年度における財政力指数(地方交付税法第14条の規定により算定した市町の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町の基準財政需要額で除して得た数値)を合算したものの3分の1の数値が0.42以下または平成18年度から平成20年度までの各年度における財政力指数を合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること 	基準面積×基準単価 <u>基準面積</u> 診療部門 160 m ² 医師住宅 80 m ² 看護師住宅 80 m ² <u>基準単価</u> 一般地区 鉄筋コンクリート：198,300 円 ブロック：172,500 円 木造：198,300 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：212,200 円 ブロック：185,400 円 木造：212,200 円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
3 へき地保健指導所施設整備事業	へき地保健指導所として必要な部門の新築	<ul style="list-style-type: none"> へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄医療機関まで30分以上を要する地域について行うものとする 上記のほか、これらに準じてへき地保健指導所の設置が必要と県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する この事業の実施に当たっては、へき地保健医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする 	基準面積×基準単価 基準面積 指導部門と住宅部門との併設 120㎡ 指導部門のみ 70㎡ 住宅部門のみ 50㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート：198,300円 ブロック：172,500円 木造：198,300円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：212,200円 ブロック：185,400円 木造：212,200円	1/3 (国 1/3)	市町
4 へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な部門の新築、増築及び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 1,000㎡ 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (2戸を限度) 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：264,400円 ブロック：230,900円 診療棟 鉄筋コンクリート：295,100円 ブロック：258,500円 医師住宅 鉄筋コンクリート：198,300円 ブロック：172,500円 木造：198,300円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
5 離島等患者宿泊施設整備事業	離島等宿泊施設として必要な宿泊施設の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること 設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること 居室が個室であること 	基準面積(室数×40㎡(8室を限度))×352千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	休日夜間急患センター設備整備事業	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の整備	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の整備	人口10万人以上 1か所当たり4,400千円(医師が常時3人以上勤務するセンターは11,000千円を限度) 人口5万人以上10万人未満 1か所当たり3,300千円(医師が常時3人以上勤務するセンターは8,250千円を限度)	2/3 (国1/3) (県1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者】
2	小児初期救急センター設備整備事業	小児初期救急センターとして必要な医療機器の整備	小児初期救急センターとして必要な医療機器等の整備	1か所当たり 11,000千円	2/3 (国1/3) (県1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者】
3	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の設備整備	病院群輪番制病院等として必要な医療機器の整備	医療機器 22,000千円 (特別に必要な場合、110,000千円を限度) 心臓病専用医療機器 6,285千円 脳卒中専用医療機器 6,285千円 心電図受信装置 2,774千円	2/3 (国1/3) (県1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者】
4	小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	1か所当たり 11,550千円	2/3 (国1/3) (県1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
5	小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 25,073千円 依頼側医療機関 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	3/4 (国1/2) (県1/4)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
6	共同利用施設設備整備事業	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の整備	医療法等の規定に基づき、共同利用を実施	1か所当たり 220,000千円	2/3 (国1/3) (県1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者(地域医療支援病院の共同利用部門に限り、市町も実施主体となり得る)
7	NBC災害・テロ対策設備整備事業	NBC災害・テロ被害者の診断等に必要な設備の整備	NBC災害・テロ被害者の診断等に必要な医療機器等の整備	1か所当たり 33,762千円	10/10 (国1/2) (県1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【救命救急センター、災害拠点病院】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
8 環境調整室設備整備事業	環境調整室に必要な検査機器(化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器)の設備整備	<p>環境調整室は、次の設備を有する病室であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微量化学物質を患者に曝露して症状の誘発の有無を確認するためのブース(診断用クリーンルーム) ・環境中の微量物質を除去する高性能のエアフィルタを備えた病室(治療用クリーンルーム) ・環境調整室の整備に当たっては、いわゆるシックハウス症候群の診療に従事することができる医師等の職員の確保を行うこと 	1か所当たり 38,762千円	1/3 (国 1/3)	指定都市
9 医療機関アクセス支援車整備事業	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバス・ワゴン車等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関又は診療科の廃止等に伴い、受診する必要がある診療科を有する医療機関までに要する時間が増加し、通常の交通機関を利用して概ね1時間以上を要する地域から医療機関までのアクセスを確保するためのものであること ・専ら医療機関を利用する必要がある患者及びその付き添い等を行う必要がある家族を利用者とする ・運行に当たっては、利用者により適正な費用負担が行われること 	マイクロバス 1台当たり 2,828千円 ワゴン車等 1台当たり 1,474千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町

④【医療施設等 設備整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の整備	へき地診療所として必要な医療機器の整備	1か所当たり 16,500千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
2	へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ・ワゴン車 1台当たり 1,474千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円	市町、公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
3	へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合、24,982千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 3,738千円	市町、公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
4	過疎地域等特定診療所設備整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器の整備	・当該市町に眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能を有する医療機関がなく、当該診療科の医療の確保が極めて困難であるため、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療施設を整備する事業であること ・当該医療施設は、当該診療科の診療に従事する医師又は歯科医師が確保されていること ・当該医療施設を設置する市町の平成8年度から平成10年度までの各年度における財政力指数(地方交付税法第14条の規定により算定した市町の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町の基準財政需要額を除して得た数値)を合算したものの3分の1の数値が0.42以下または平成18年度から平成20年度までの各年度における財政力指数を合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること	1か所当たり 16,500千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
5	へき地保健指導所設備整備事業	へき地保健指導所に駐在する保健師が無医地区等の保健指導を行うのに必要な自動車の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄医療機関まで30分以上を要する地域について行うものとする ・上記のほか、これらに準じてへき地保健指導所の設置が必要と県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する ・この事業の実施に当たっては、へき地保健医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする 	1台当たり 478千円	1/3 (国 1/3)	市町
6	へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器 1か所当たり 55,000千円 歯科医療機器等 1か所当たり 27,500千円 	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】	
7	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う為の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断 16,390千円 ・依頼側医療機関 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断 14,855千円 オンライン診療装置 2,660千円 遠隔手術指導 5,580千円 	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
8	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	<ul style="list-style-type: none"> 支援側 へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認めるもの 依頼側 へき地診療所等 	1か所当たり <ul style="list-style-type: none"> 支援側医療機関 7,857千円 依頼側医療機関 7,857千円 	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
9	離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること 	1室当たり 233千円 (8室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは担当にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。